

キノクラミン（案）

今般の残留基準の検討については、農林水産省から消費者庁に、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことに伴い、食品安全委員会において内閣総理大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：キノクラミン [Quinoclamine (ISO)]

(2) 分類：農薬

(3) 用途：除草剤

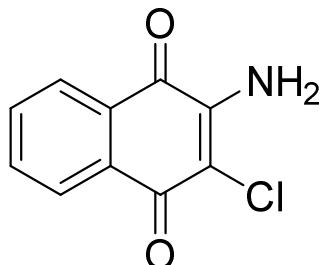
ナフトキノン化合物に属する除草剤である。茎葉部に接触することで吸収され、光合成反応を阻害することにより除草効果を示すと考えられている。

(4) 化学名及びCAS番号

2-Amino-3-chloronaphthalene-1, 4-dione (IUPAC)

1, 4-Naphthalenedione, 2-amino-3-chloro- (CAS : No. 2797-51-5)

(5) 構造式及び物性



分子式 C₁₀H₆ClNO₂

分子量 207.61

水溶解度 1.98×10⁻² g/L (20°C, pH 8.5)

分配係数 log₁₀Pow = 1.58 (25°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の国内における適用の範囲及び使用方法は、別紙1のとおり。

3. 代謝試験

(1) 植物代謝試験

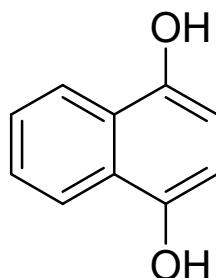
植物代謝試験が、水稻及びれんこんで実施されており、可食部で親化合物の残留が認められず、10%TRR^{注)}以上認められた代謝物はなかった。

注) %TRR : 総放射性残留物 (TRR : Total Radioactive Residues) 濃度に対する比率 (%)

【代謝物等略称一覧】

略称	JMPR評価書の略称	化学名
G	—	1, 4-ジヒドロキシナフタレン

— : JMPRで評価されていない。



代謝物G

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・キノクラミン
- ・代謝物G

② 分析法の概要

i) キノクラミン

試料を必要に応じて水で膨潤後、アセトンで抽出し、必要に応じてn-ヘキサンで洗浄する。四塩化炭素又はジクロロメタンに転溶し、必要に応じてアセトニトリル/ヘキサン分配をした後、フロリジルカラムを用いて精製し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ(GC-ECD)で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラムで精製した後、フロリジルカラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-ECDで定量する。

または、試料を必要に応じて水で膨潤後、アセトンで抽出し、オクタデシルシリル化シリカゲル(C₁₈)カラム、グラファイトカーボンカラム及びフロリジルカ

ラムを用いて精製した後、紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ (HPLC-UV) で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、C₁₈カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、ジクロロメタンに転溶し、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

または、試料を水で膨潤後、アセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル (SAX) ・エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲル (PSA) 連結カラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、GC-ECDで定量する。

または、試料を水で膨潤後、アセトンで抽出し、飽和硫酸アンモニウムを加え、酢酸エチルに転溶する。ゲル浸透クロマトグラフィーカラム及びグラファイトカーボン/アミノプロピルシリル化シリカゲル (NH₂) 積層カラムで精製し、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) で定量する。

あるいは試料を必要に応じて水で膨潤後、アセトンで抽出し、グラファイトカーボンカラム及びC₁₈カラムで精製後、LC-MS/MS で定量する。

定量限界：0.001～0.01 mg/kg

ii) 代謝物G

試料にアセトン、1%硫酸及び0.0083 mol/L 二クロム酸カリウム溶液を加え、50°C で30分、45分又は60分間若しくは30°Cで70分間加熱して、代謝物 G をα-ナフトキノンに変換する。n-ヘキサンに転溶し、フロリジルカラムを用いて精製した後、HPLC-UV で定量する。

定量限界：0.005～0.01 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内作物残留試験の概要については別紙2を参照。

5. 魚介類における推定残留濃度

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、本剤の水域環境中予測濃度^{注1)} 及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留濃度を算出した。

(1) 水域環境中予測濃度

本剤は水田及び水田以外のいずれにおいても使用される。水田PECTier2^{注2)} 及び非水田PECTier1^{注3)} は、それぞれ0.55及び0.039 μg/Lと示されていることから、水田

PECTier2の0.55 µg/Lを採用した。

(2) 生物濃縮係数

本剤はオクタノール/水分配係数 ($\log_{10}\text{Pow}$) が1.58であり、魚類濃縮性試験が実施されていないことから、BCFについては実測値が得られていない。このため、 $\log_{10}\text{Pow}$ から、回帰式 ($\log_{10}\text{BCF} = 0.80 \times \log_{10}\text{Pow} - 0.52$) を用いて 5.55 L/kgと算出された。

(3) 推定残留濃度

(1) 及び(2)の結果から、キノクラミンの水域環境中予測濃度：0.55 µg/L、BCF：5.55 L/kgとし、下記のとおり推定残留濃度が算出された。

$$\text{推定残留濃度} = 0.55 \mu\text{g/L} \times (5.55 \text{ L/kg} \times 5) = 15.26 \mu\text{g/kg} = 0.015 \text{ mg/kg}$$

注1) 農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬の登録基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壤・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出

(参考) 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書

6. 許容一日摂取量(ADI)及び急性参考用量(ARfD)の評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたキノクラミンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

ADI : 0.0021 mg/kg体重/日

(ADI設定根拠資料) 慢性毒性/発がん性試験

(動物種) ラット

(期間) 2年間

(投与方法) 混餌

(無毒性量) 0.21 mg/kg体重/日

(安全係数) 100

ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄で膀胱移行上皮乳頭腫の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

(2) ARfD

① 一般の集団

ARfD : 0.1 mg/kg体重

(ARfD 設定根拠資料) 亜急性毒性試験

(動物種) イヌ

(期間) 90日間

(投与方法) カプセル経口

(無毒性量) 10 mg/kg体重/日

(安全係数) 100

② 妊婦又は妊娠している可能性のある女性

ARfD : 0.016 mg/kg体重

(ARfD 設定根拠資料) 発生毒性試験

(動物種) ラット

(期間) 妊娠6～19日

(投与方法) 強制経口

(無毒性量) 5 mg/kg体重/日

(安全係数) 300 (種差: 10、個体差: 10、最小毒性量を用いたことによる追加係数3)

7. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

8. 残留規制

(1) 残留の規制対象

キノクラミンとする。

植物代謝試験において、可食部で10%TRR以上認められた代謝物はなかった。水稻及びれんこん等を用いた作物残留試験においてキノクラミンの分析が行われているが、いずれにおいても定量限界未満であった。また、水稻及びれんこんを用いた一部の作物残留試験において代謝物Gの分析が行われているが、いずれにおいても代謝物Gは定量限界未満であったことから、規制対象はキノクラミンのみとした。

(2) 基準値案

別紙3のとおりである。

9. 暴露評価

(1) 暴露評価対象

キノクラミンとする。

植物代謝試験において、可食部で10%TRR以上認められた代謝物はなかった。水稻及びれんこん等を用いた作物残留試験においてキノクラミンの分析が行われているが、いずれにおいても定量限界未満であった。また、水稻及びれんこんを用いた一部の作物残留試験において代謝物Gの分析が行われているが、いずれにおいても代謝物Gは定量限界未満であったことから、暴露評価対象はキノクラミンのみとした。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をキノクラミン（親化合物のみ）としている。

(2) 暴露評価結果

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	EDI／ADI(%) ^{注)}
国民全体（1歳以上）	1.1
幼小児（1～6歳）	1.9
妊婦	0.7
高齢者（65歳以上）	1.3

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期（1日経口）暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙5-1、5-2及び5-3参照。

注) 基準値案、作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

キノクラミンの適用の範囲及び使用方法（国内）

2025年10月31日時点版

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数 又は 使用量	使用時期	散布液量	使用回数	キノクラミン を含む農薬の 総使用回数	
移植水稻	9.0% GR	湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布	3~4 kg/10 a	ウリカワの増殖初期(2~4葉期) ただし、収穫45日前まで	—	3回以内	3回以内	
				ヒルムシロの発生始～増殖始 ただし、収穫45日前まで				
			2~3 kg/10 a	ウキクサ類、藻類の発生始～発生盛期 ただし、収穫45日前まで				
			1~2 kg/10 a	藻類・表層はく離の発生時 ただし、収穫45日前まで				
	9.0% TB	水田に投げ入れる。	2 kg/10 a	—	—	3回以内		
	18.0% SC 配合剤1	原液湛水散布又は水口施用	500 mL/10 a	植代後～移植前7日又は移植直後～ノビエ1葉期 ただし、移植後30日まで	—	1回		
		田植同時散布機で施用		移植時				
	9.0% GR 配合剤2	湛水散布又は無人航空機による散布	1 kg/10 a	植代後～移植7日前又は移植直後～ノビエ1.5葉期 ただし、移植後30日まで	—	1回		
		田植同時散布機で施用		移植時				
	4.5% GR 配合剤3	湛水散布	3 kg/10 a	移植直後～ノビエ1.5葉期 ただし、移植後30日まで	—	1回		
			2 kg/10 a	移植直後～ノビエ1葉期 ただし、移植後30日まで				
		田植同時散布機で施用	2~3 kg/10 a	移植時				
直播水稻	9.0% GR	湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布	1.5~2 kg/10 a	稲1葉期以降、アオミドロ、表層はく離発生時 ただし、収穫45日前まで	—	3回以内	3回以内	
せり	9.0% GR	湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布	2~3 kg/10 a	ウキクサ類、藻類の発生始～発生盛期 ただし、収穫45日前まで	—	1回	1回	
くわい	9.0% GR	湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布	3 kg/10 a	ウキクサ類の発生始～発生盛期 ただし、収穫60日前まで	—	1回	1回	
れんこん	9.0% GR	湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布	2~3 kg/10 a	ウキクサ類の発生始～発生盛期 ただし、収穫45日前まで	—	3回以内	3回以内	
	9.0% TB	水田に投げ入れる。	20個(1 kg)/10 a	ウキクサ類の発生時(れんこんの立葉発生後) ただし、収穫45日前まで	—	3回以内		

GR：粒剤

TB：錠形剤

SC：フロアブル

配合剤1：4.0%ペントキサゾン

配合剤2：7.5%ブタクロール

配合剤3：2.5%ブタクロール

－：規定されていない項目

キノクラミンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 【キノクラミン/代謝物G】 ^{注)}	設定 の根 拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
水稻 (玄米)	2	9.0% GR	散布 4 kg/10 a	1	100	圃場A:<0.005/-	
					105	圃場B:<0.005/-	
	2	9.0% GR	散布 4 kg/10 a	1	62, 92, 118	圃場A:<0.005/*<0.01 (*1回, 62日)	
					60, 90, 120	圃場B:<0.005/*<0.01 (*1回, 60日)	
	2	9.0% GR	散布 4 kg/10 a	2	92	圃場A:<0.005/<0.01	
					90	圃場B:<0.005/<0.01	
	2	9.0% GR	散布 1 kg/10 a	1	75	圃場A:<0.005/<0.01	
					88	圃場B:<0.005/<0.01	
	2	9.0% GR	散布 1 kg/10 a	2	70	圃場A:<0.005/<0.01	
					85	圃場B:<0.005/<0.01	
	2	9.0% GR	散布 4 kg/10 a	3	45, 59, 75	圃場A:<0.005/-	
					43, 59, 74	圃場B:<0.005/- (*3回, 43日) (#)	
せり (茎葉)	3	9.0% GR	散布 4 kg/10 a	3	45	圃場A:<0.01/-	◎
					46	圃場B:<0.01/-	
					42	圃場C:<0.01/- (#)	
	4	9.0% GR	散布 4 kg/10 a	3	41, 59, 74	圃場A:<0.005/- (*3回, 41日) (#)	◎
					45, 60, 75	圃場B:<0.005/-	
れんこん (地下茎)	2	9.0% GR	散布 3 kg/10 a	1	23, 30, 37	圃場A:<0.005/- (*1回, 37日) (#)	◎
						圃場B:<0.005/- (*1回, 37日) (#)	
	1	9.0% GR	散布 2 kg/10 a	1	23, 30, 37	圃場A:<0.005/- (*1回, 37日) (#)	
						圃場B:<0.005/- (*1回, 37日) (#)	
	2	9.0% GR	散布 3 kg/10 a	1	58, 89	圃場A:<0.003/- (*1回, 58日)	
					60, 90	圃場B:<0.003/- (*1回, 60日)	
くわい (塊茎)	1	9.0% GR	散布 3 kg/10 a	1	101	圃場A:<0.005/<0.01	
					69	圃場B:<0.005/<0.01	
	1	9.0% GR	散布 1.5 kg/10 a	1	92	圃場A:<0.005/<0.01	
					61	圃場B:<0.005/<0.01	
	2	9.0% GR	散布 2 kg/10 a	2	60, 90, 120	圃場A:<0.001/*<0.005 (*2回, 60日)	
						圃場B:<0.001/*<0.005 (*2回, 60日)	
3	9.0% GR	散布 3 kg/10 a	3	45, 60, 89	圃場A:<0.005/-	◎	
				46, 61, 92	圃場B:<0.005/- (*3回, 46日)		
				45, 60, 75	圃場C:<0.005/-		
くわい (塊茎)	2	9.0% GR	散布 3 kg/10 a	1	60, 75, 90	圃場A:<0.005/-	
						圃場B:<0.005/-	

GR : 粒剤

- : 分析せず

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績を網掛けで示した。

基準値の設定根拠及び暴露評価にも使用されているものに◎で示した。

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.02	○			<0.005～<0.01(n=9)
その他のせり科野菜	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)(せり)
その他の野菜	0.01	0.02	○			<0.005,<0.005,<0.005(れん こん)
魚介類	0.02	0.02				推:0.015

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

キノクラミンの推定摂取量 (単位 : µg／人／日)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米 (玄米をいう。)	0.01	0.005	0.8	0.4	0.5	0.9
その他のせり科野菜	0.02	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の野菜	0.01	0.005	0.1	0.0	0.1	0.1
魚介類	0.02	0.00465	0.4	0.2	0.2	0.5
計			1.3	0.6	0.8	1.5
ADI比 (%)			1.1	1.9	0.7	1.3

EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法 : 作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量

「魚介類」については、摂取する魚介類を内水面（湖や河川）魚介類、海産魚介類及び遠洋魚介類に分け、それぞれ海産魚介類での推定残留濃度を内水面魚介類の1/5、遠洋魚介類での推定残留濃度を0として算出した係数（0.31）を推定残留濃度に乗じた値を用いてEDI試算した。

キノクラミンの推定摂取量（短期）：国民全体（1歳以上）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g/kg}$ 体重)	ESTI/ARfD (%)
米（玄米をいう。）	米	0.01	○ 0.005	0.0	0
その他のせり科野菜	せり	0.02	0.02	0.0	0
	ずいき	0.01	0.01	0.1	0
その他の野菜	もやし	0.01	0.01	0.0	0
	れんこん	0.01	0.01	0.1	0
	そら豆（生）	0.01	0.01	0.0	0

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値の値を使用した。

キノクラミンの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI (μ g/kg体重)	ESTI/ARfD (%)
米（玄米をいう。）	米	0.01	○ 0.005	0.1	0
その他の野菜	もやし れんこん	0.01	0.01	0.0	0

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値の値を使用した。

キノクラミンの推定摂取量（短期）：妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14～50歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI (μ g/kg体重)	ESTI/ARfD (%)
米（玄米をいう。）	米	0.01	○ 0.005	0.0	0
その他のせり科野菜	せり	0.02	0.02	0.0	0
	ずいき	0.01	0.01	0.1	1
その他の野菜	もやし	0.01	0.01	0.0	0
	れんこん	0.01	0.01	0.1	1
	そら豆（生）	0.01	0.01	0.0	0

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値の値を使用した。

(参考)

これまでの経緯

昭和 43 年 6 月 25 日 初回農薬登録（水稻）

平成 17 年 11 月 29 日 残留農薬基準告示

平成 22 年 8 月 24 日 農林水産省から厚生労働省へ基準値設定依頼（魚介類）

平成 22 年 9 月 24 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

平成 25 年 10 月 7 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知

平成 26 年 5 月 23 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

平成 27 年 2 月 20 日 残留基準告示

令和 6 年 2 月 7 日 農林水産大臣から食品安全委員会委員長あてに農薬の再評価に係る食品健康影響評価について要請

令和 7 年 4 月 4 日 農林水産省から消費者庁へ農薬の再評価に係る連絡

令和 7 年 4 月 16 日 内閣総理大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準値設定に係る食品影響評価について要請

令和 7 年 6 月 12 日 食品安全委員会委員長から内閣総理大臣及び農林水産大臣あてに食品健康影響評価について通知

令和 8 年 1 月 15 日 食品衛生基準審議会へ諮問

令和 8 年 1 月 20 日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○折戸	謙介	学校法人麻布獸医学園理事（兼）麻布大学獸医学部教授
加藤	くみ子	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
近藤	麻子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
須恵	雅之	東京農業大学応用生物科学部教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
田口	貴章	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
◎堤	智昭	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
中島	美紀	金沢大学ナノ生命科学研究所（薬学系兼任）教授
野田	隆志	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

キノクラミンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

キノクラミン

今回残留基準を設定する「キノクラミン」の規制対象は、キノクラミンとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
その他のせり科野菜 ^{注1)}	0.02
その他の野菜 ^{注2)}	0.01
魚介類	0.02

注1) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。